

新	旧
高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱	高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱
第1条 略	第1条 略
(補助目的及び補助対象事業)	(補助目的及び補助対象事業)
第2条 県は、低所得者、障害者又は高齢者の世帯等（以下「低所得世帯等」という。）の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う次に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。	第2条 県は、低所得者、障害者又は高齢者の世帯等（以下「低所得世帯等」という。）の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う次に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。
(1) 生活福祉資金貸付事業	(1) 生活福祉資金貸付事業
(2) 生活福祉資金貸付事業推進費（事務費）	(2) 生活福祉資金貸付事業推進費（事務費）
(3) 欠損補填積立金	(3) 欠損補填積立金
(4) 生活福祉資金相談体制整備事業	(4) 生活福祉資金相談体制整備事業
(5) 生活福祉資金貸付事業推進費（事務費（激甚災害分））	(5) 生活福祉資金貸付事業推進費（事務費（激甚災害分））
<u>(6) 生活福祉資金業務システム等改修事業</u>	<u>(追加)</u>
第3～7条 略	第3～7条 略
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この要綱は、平成2年10月1日から適用する。 なお、平成2年4月1日から9月30日までの間に世帯更生資金貸付事業補助金に基づき実施した事業については、この要領により実施したものとみなす。	1 この要綱は、平成2年10月1日から適用する。 なお、平成2年4月1日から9月30日までの間に世帯更生資金貸付事業補助金に基づき実施した事業については、この要領により実施したものとみなす。
(失効期限等)	(失効期限等)
2 この要綱は、 <u>令和8年</u> 5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第4号、第6号から第9号まで及び第13号並びに第7条第3項の規定については、同日以降もなおその効力を有するものとする。	2 この要綱は、 <u>令和7年</u> 5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第4号、第6号から第9号まで及び第13号並びに第7条第3項の規定については、同日以降もなおその効力を有するものとする。
附 則 この要綱は、平成6年10月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。	附 則 この要綱は、平成6年10月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
附 則 この要綱は、平成10年11月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。	附 則 この要綱は、平成10年11月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
附 則 この要綱は、平成11年3月19日から施行する。	附 則 この要綱は、平成11年3月19日から施行する。
附 則	附 則

別表 第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 生活福祉資金貸付事業	県社協が低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために行う生活福祉資金貸付けに要する経費	予算の範囲内で補助する。	定額
2 生活福祉資金貸付事業推進費（事務費）	県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費 (1) 県社協が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費及び委託料以外は、社会福祉協議会の職員に給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）及び委託料 (2) 県社協が委託する貸付事務の連絡業務主負担金、旅費及び庁費（諸手当、社会保険料印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金） (3) 貸付調査及び償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料） (4) 平成11年7月13日付け社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料）	次に掲げる額の合算額 (1) 高知県社会福祉協議会貸付事務費 知事が別に定める額 (2) 市町村社会福祉協議会事務費 知事が別に定める額 (3) 民生委員実費弁償費 知事が別に定める額 (4) 生活福祉資金債権管理強化推進事業費 知事が別に定める額	定額
3 欠損補填積立金	生活福祉資金貸付金の償還免除額を限度とし、取り崩して貸付資金に充当するための積立金	予算の範囲内で補助する。	定額

別表 第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 生活福祉資金貸付事業	県社協が低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために行う生活福祉資金貸付けに要する経費	予算の範囲内で補助する。	定額
2 生活福祉資金貸付事業推進費（事務費）	県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費 (1) 県社協が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費及び委託料以外は、社会福祉協議会の職員に給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）及び委託料 (2) 県社協が委託する貸付事務の連絡業務主負担金、旅費及び庁費（諸手当、社会保険料印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金） (3) 貸付調査及び償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料） (4) 平成11年7月13日付け社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料）	次に掲げる額の合算額 (1) 高知県社会福祉協議会貸付事務費 知事が別に定める額 (2) 市町村社会福祉協議会事務費 知事が別に定める額 (3) 民生委員実費弁償費 知事が別に定める額 (4) 生活福祉資金債権管理強化推進事業費 知事が別に定める額	定額
3 欠損補填積立金	生活福祉資金貸付金の償還免除額を限度とし、取り崩して貸付資金に充当するための積立金	予算の範囲内で補助する。	定額

4	生活福祉資金相談 体制整備事業	市町村社協に配置する相談員等に係る人件費及び活動費 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）	知事が別に定める額	定額
5	生活福祉資金 貸付事業推進 費（事務費 （激甚災害分））	県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費（諸謝金、庁費及び（1）県社協が行う貸付事務の運営費の給与に關する規程及び社会福祉協議会の旅費に關するものに限る。） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費並びに賃金）及び委託料 （2）市職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、借料、雑役務費並びに賃金） （3）市職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、借料、雑役務費並びに賃金） （4）平成11年7月13日付け社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料）	次に掲げる額の合算額 （1）高知県社会福祉協議会貸付事務費 知事が別に定める額 （2）市町村社会福祉協議会事務費 知事が別に定める額 （3）民生委員実費弁償費 知事が別に定める額 （4）生活福祉資金債権管理強化推進事業費 知事が別に定める額	定額

4	生活福祉資金相談 体制整備事業	市町村社協に配置する相談員等に係る人件費及び活動費 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）	知事が別に定める額	定額
5	生活福祉資金 貸付事業推進 費（事務費 （激甚災害分））	県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費（諸謝金、庁費及び（1）県社協が行う貸付事務の運営費の給与に關する規程及び社会福祉協議会の旅費に關するものに限る。） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費並びに賃金）及び委託料 （2）市職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、借料、雑役務費並びに賃金） （3）市職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、借料、雑役務費並びに賃金） （4）平成11年7月13日付け社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料）	次に掲げる額の合算額 （1）高知県社会福祉協議会貸付事務費 知事が別に定める額 （2）市町村社会福祉協議会事務費 知事が別に定める額 （3）民生委員実費弁償費 知事が別に定める額 （4）生活福祉資金債権管理強化推進事業費 知事が別に定める額	定額
6	生活福祉資金 業務システム 更新改修事業	県社協が実施する生活福祉資金貸付事業において利用される生活福祉資金業務システムについて、令和8年2月にシス テム用PC・サーバー・プリンタのリース期間が満了すること に伴い、県社協が行うOSの更新やPC・サーバー・プリンタの 入替作業に必要な経費	予算の範囲内で補助する。	定額

別表 第2（第5条関係）（略）

別記 第1号様式（第4条関係）（略）

(別紙 1)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B	基準額 C	選定額 (BとCとを比較し て少ない方の額) D	県補助基本額 E	県補助所要額 F	備考
1 生活福祉資金 貸付事業	/						
2 生活福祉資金貸 付事業推進費 (貸付事務費)							
3 欠損補填 積立金	/						
4 生活福祉資金相談 体制整備事業							
5 生活福祉資金貸付 事業推進費 (貸付事務費 (激甚災害分))							
合 計	/						

- (注) 1 A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付け等の事務を行うために必要な経費の支出予定額を記入してください。
2 B欄は、A欄の経費のうち補助対象となる経費の支出予定額を記入してください。1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。
3 E欄は、D欄の額を記入してください。

(別紙 1)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B	基準額 C	選定額 (BとCとを比較し て少ない方の額) D	県補助基本額 E	県補助所要額 F	備考
1 生活福祉資金 貸付事業	/						
2 生活福祉資金貸 付事業推進費 (貸付事務費)							
3 欠損補填 積立金	/						
4 生活福祉資金相談 体制整備事業							
5 生活福祉資金貸付 事業推進費 (貸付事務費 (激甚災害分))							
6 <u>生活福祉資金 業務システム 等改修事業</u>							
合 計	/						

- (注) 1 A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付け等の事務を行うために必要な経費の支出予定額を記入してください。
2 B欄は、A欄の経費のうち補助対象となる経費の支出予定額を記入してください。1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。
3 E欄は、D欄の額を記入してください。

(別紙 1)

(別紙2－1) (略)

(別紙2－2)

(別紙2－2)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額内訳書

区 分	支 出 予 定 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及びび損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及びび損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及びび損料				
3 欠損補填積立金				

(別紙2－2)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額内訳書

区 分	支 出 予 定 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及びび損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及びび損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及びび損料				
3 欠損補填積立金				

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
諸手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賞金				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激甚災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賞金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
6 生活福祉資金業務システム等改修事業(小計)				
合 計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激甚災害分」を除く全ての資金とします。

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
諸手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賞金				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激甚災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賞金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
合 計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激甚災害分」を除く全ての資金とします。

(別紙 3) (略)

第 2 号様式 (第 5 条関係) (略)

第 3 号様式 (第 5 条関係) (略)

第 4 号様式 (第 6 条関係) (略)

第 5 号様式 (第 7 条関係) (略)

(別紙 1)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出済み額 B	基準額 C	選定額 (BとCとを比較して少 ない方の額) D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 F	県補助金 交付決定 額 G	県補助金 受入済額 H	差引き過不足額	
									過 I (H－F)	不足 J (F－H)
1 生活福祉資金 貸付事業										
2 生活福祉資金貸 付事業推進費 (貸付事務費)										
3 欠損補填 積立金										
4 生活福祉資金相 談体制整備事業										
5 生活福祉資金貸 付事業推進費 (貸付事務費 (激甚災害分))										
合 計										

- (注) 1 A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付け等の事務に要した経費の実支出額を記入してください。
2 B欄は、A欄の経費のうち補助対象経費の実支出額を記入してください。1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。
3 E欄は、D欄の額を記入してください。

(別紙 1)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出済み額 B	基準額 C	選定額 (BとCとを比較して少 ない方の額) D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 F	県補助金 交付決定 額 G	県補助金 受入済額 H	差引き過不足額	
									過 I (H－F)	不足 J (F－H)
1 生活福祉資金 貸付事業										
2 生活福祉資金貸 付事業推進費 (貸付事務費)										
3 欠損補填 積立金										
4 生活福祉資金相 談体制整備事業										
5 生活福祉資金貸 付事業推進費 (貸付事務費 (激甚災害分))										
6 生活福祉資金 道路システム 劣改修事業										
合 計										

- (注) 1 A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付け等の事務に要した経費の実支出額を記入してください。
2 B欄は、A欄の経費のうち補助対象経費の実支出額を記入してください。1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。
3 E欄は、D欄の額を記入してください。

(別紙 1)

(別紙2－1) (略)

(別紙2－2)

(別紙2－2)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額内訳書

区 分	実 支 出 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 欠損補填積立金				

(別紙2－2)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額内訳書

区 分	実 支 出 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 欠損補填積立金				

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
諸手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賃金				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激基災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
6 生活福祉資金業務システム等改修事業(小計)				
合 計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激基災害分」を除く全ての資金とします。

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
諸手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賃金				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激基災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
合 計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激基災害分」を除く全ての資金とします。

(別紙 3) (略)	
第 6 号様式 (第 7 条関係) (略)	